

鳥取県公報

平成 20 年 5 月 20 日(火) 第 7 9 9 2 号

毎週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (375)	(経営支援チーム)・・・・・・・ 2
			特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (376)	
			障害者自立支援法による指定相談支援事業の廃」 (中部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上の届出 (377) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
			障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの	0
				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
\Diamond	選管信	告示	選挙管理委員会の招集(17)・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • 4
			政治団体の収支に関する報告書の要旨の一部改正	$E \ (18) \boldsymbol{\cdot} \boldsymbol{\cdot} \boldsymbol{\cdot} \boldsymbol{\cdot} \boldsymbol{\cdot} \boldsymbol{\cdot} \boldsymbol{\cdot} \boldsymbol{\cdot}$
\Diamond	公	告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本語	
\Diamond	調達		随意契約の相手方の決定(3件)(情報政策課)・	
\Diamond	正	誤	平成 20 年 3 月 14 日付鳥取県告示第 159 号中訂正	E · · · · · · · · · · · · · · 7

示

鳥取県告示第 375 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者 から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する 同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ境港

境港市竹内団地 280

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目1-36 代表取締役 梶本 六夫 変更後 大和リース株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目1-36 代表取締役 森田 俊作

3 変更年月日

平成 20 年 4 月 1 日

4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため

5 届出年月日

平成 20 年 4 月 25 日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成20年5月20日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済·雇用政策総室

米子市糀町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町 3000

境港市産業環境部通商課

9 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議 所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため 当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書 を提出することができる。

鳥取県告示第376号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法 人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20 年7月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 則

- 1 申請のあった年月日 平成20年5月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ふたばの里
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 豊嶋 久夫
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市雲山 44
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、地域のなかで自分らしく豊かな生活ができるように、就労支援活動、創造的 活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障害者の自立及び社会参加を支援し、ノーマライゼーション社会 の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示 377 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から指定相 談支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 20 日

功 鳥取県中部総合事務所長 岡 崎

	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事	指定に係る相談支		
名 称		業を行っていた事業所	援事業を行ってい	廃止年月日	
		の名称	た事業所の所在地		
社会福祉法人地域	米子市内町122	倉吉市障害者地域生活	倉吉市幸町529	平成20年3月31	
でくらす会		支援センターぽかぽか		日	

鳥取県告示第378号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者か ら指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示す る。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 俊 重

名称	主たる事務所 の所在地		指定に係る障害福祉サ ービス事業を行ってい た事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月日
----	----------------	--	--------------------------------------	-----------------	-------

有限会社	米子市米原九	すいれんケアサービ	米子市米原九丁目7-	居宅介護、重	平成20年2
$N \cdot M \cdot S$	丁目 7-30	ス	30	度訪問介護	月20日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

平成20年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

1 日時 平成20年5月23日(金) 午後1時40分

改正後

- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の取消しについて
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第 18 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、中村はるみち後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成19年鳥取県選挙管理委員会告示第90号(政治団体の収支に関する報告書の要旨について)の一部を次のように改正する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

改正前

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

W II. (V	以 上 ni		
政治団体の名称 中村はるみち後援会	政治団体の名称 中村はるみち後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名 中村晴通	資金管理団体の届出をした者の氏名 中村晴通		
資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取市議会	資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取市議会		
議員	議員		
報告年月日 平成19年3月28日	報告年月日 平成19年3月28日		
1 略	1 略		
2 支出総額 3,989,658円	2 支出総額 <u>2,787,123円</u>		
3 翌年への繰越額 <u>280,450円</u>	3 翌年への繰越額 1,482,985円		
4 略	4 略		
5 支出の内訳	5 支出の内訳		
経常経費 2,228,495円	経常経費 2,228,495円		
人件費 650,000円	人件費 650,000円		

光熱水費 79,781円

備品・消耗品費 155,429円

事務所費 1,343,285円

政治活動費 1,761,163円

組織活動費 77,430円

機関紙誌の発行その他の事業費 473,963円

機関紙誌の発行事業費 331,353円

宣伝事業費 142,610円

調査研究費 7,235円

<u>寄附・交付金</u> 1,202,535円

6及び7 略

光熱水費 79,781円

備品・消耗品費 155,429円

事務所費 1,343,285円

政治活動費 558,628円

組織活動費 77,430円

機関紙誌の発行その他の事業費 473,963円

機関紙誌の発行事業費 331,353円

宣伝事業費 142,610円

調査研究費 7,235円

6及び7 略

公

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及 び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講 対象者
	平成 20 年 6 月 9 日	米子市上福原 1226-4	八橋、米子、境港及び黒坂の
経験者講習	午後1時30分から	鳥取県米子警察署	各警察署の管内に居住する
	午後4時30分まで		者
	平成 20 年 6 月 24 日	鳥取市東町一丁目 271	鳥取、郡家及び智頭の各警察
経験者講習	午後1時30分から	鳥取県庁第2庁舎4階第33会	署の管内に居住する者
	午後4時30分まで	議室	

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調達公告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式

2 契 約 方 式 随意契約

3 契 約 日 平成20年4月1日

4 契約の相手方の名称及び 財団法人鳥取県情報センター

所在地 鳥取市東町一丁目 220

5 契 約 金 額 102,508,035円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意 契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同

種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

(政令第10条第1項第2号)

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課

及び所在地 鳥取市東町一丁目 220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式

2 契 約 方 式 随意契約

3 契 約 日 平成20年4月1日

4 契約の相手方の名称及び 財団法人鳥取県情報センター

所在地 鳥取市東町一丁目 220

5 契 約 金 額 156,479,190円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意 契約による 理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

(政令第10条第1項第2号)

7 契約事務担当部局の名称

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課

及び所在地

鳥取市東町一丁目 220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 データ管理事務 一式

2 契 約 方 式 随意契約

3 契 平成 20 年 4 月 1 日 \exists

4 契約の相手方の名称及び 財団法人鳥取県情報センター

所在地

鳥取市東町一丁目 220

5 契 約 金 額 54,524,400円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同

> 種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達する とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

(政令第10条第1項第2号)

7 契約事務担当部局の名称

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課

及び所在地

鳥取市東町一丁目 220

正

平成20年3月14日付鳥取県告示第159号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあったので、 訂正する。

頁 7

行 下から7

誤 米子市和田町字浜田灘東3の22(次の図に示す部分に限る。)、3の23、字二割屋敷東3688の29

正 米子市和田町字浜田灘東3の22(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字浜田灘東3の23・字二割屋敷 東3688の29 (以上2筆国有林)

頁 7

行 下から3

誤 公益上の理由(道路用地)

正 道路用地とするため